

令和8年度 市県民税申告のご案内

◇市県民税申告書はご自身で作成し、郵送してください。(令和8年3月16日必着)

【申告書送付先】 電013-8601 横手市中央町8番2号 横手市役所 税務課

※申告書の作成が困難な場合は、下記のとおり相談日を地区指定していますので、できるだけご自身の地区指定日に申告してください。なお、**今年度は横手会場でLINE予約を行っています。**

※他地域局の会場でも申告相談ができます。裏面の市全体の申告相談日程表をご確認ください。

●申告にあたっての留意点

- ・事業所得(営業・農業)、不動産所得を申告される方は、あらかじめ年間の収入と経費を計算してからお越しください。
- ・医療費控除を受けられる方は、個人ごとの医療機関ごとに集計し、事前に「医療費控除の明細書」を作成してください。明細書を作成していない方は医療費控除の申告はできません。

山内地域 申告相談日程表

【申告会場】 山内地区交流センター ホールB (山内庁舎 2階)

【受付時間】 午前8時30分～11時00分

午後1時00分～ 3時00分

【開始時間】 午前8時45分

月 日	曜日	地 区 名 (午前)	地 区 名 (午後)
3月5日	木	大沢(大沢1班・2班・3班) 土渕(皿木・板井沢・茂竹・根子・小田)	土渕(土渕・虫内・岩瀬・上岩瀬・新岩瀬・平石)
3月6日	金	黒沢(下黒沢・中黒沢・黒沢・田代沢・上黒沢)	南郷(下南郷・中南郷・雄勝川・三ツ屋・上南郷)
3月11日	水	三又(貝沢・上野・下夕村・三又・甲・松沢)	筏(大畠・新処・久保・高林・上筏・大平)
3月12日	木	相野々(北相野々・相野々1区・2区)	相野々(南相野々1区・2区・新南相野々)
3月13日	金	軽井沢(軽井沢1区・2区) 小松川(李原・下小松川・上小松川)	下平野沢(下平野沢1班・2班・3班)
3月16日	月	大松川(落合・下松川・上松川) 上平野沢(吉谷地・武道)	駅前(鶴ヶ池・下駅前・中駅前・上駅前)

次の申告は、横手税務署へ直接申告してください。

①初年度の住宅借入金等特別控除の申告 (令和7年中に入居された方)	④亡くなられた方の確定申告(準確定申告)
②住宅借入金等特別控除の確定申告される方で、 ローンが連帯債務の方、ローンの借り換えをした方	⑤青色申告者の確定申告
③土地・建物・株式の売却・収用等の分離譲渡所得の 確定申告	⑥損失申告の方 ⑦免税牛に関する確定申告

■お問合せ先：横手市山内地域局 山内市民サービス課 市民生活係 Tel 53-2932